

前高特ガイド NO.8

～受検を考えている生徒さんと保護者、先生方へ～



受検に関するFAQ



受検資格として、療育手帳がない場合は、**医師の診断書**でも受検できると聞いたんですが・・・？

医師の診断書では受験ができません。

生徒募集要項に「**療育手帳等の写し**」の提出を明記しています。

※知的特別支援学校中学部を卒業した者及び令和8年3月卒業見込みの者は除く。

出願時点で「療育手帳」を所持していない場合は、「**市町村教育委員会による証明書**」、「**児童相談所等による証明書の写し**」のいずれか一つを添付することで**「療育手帳等写しの代わり」**にできるとしています。

また、「精神障害者保健福祉手帳（以下、精神手帳）でも受検できるのか」という質問もよく受けますが、精神手帳所持だけでは受検ができません。



生徒募集説明会に出席できなかったのですが、関係書類（願書等）はどのように受け取ればよいでしょうか。

本校事務室にて書類を配付します。来校の上、受け取りをお願いします。

事前連絡（必要部数等）を入れていただけると助かります。



担任をします。「調査書」の様式について、知的障害がある生徒は「**様式3**」となっていますが、3年間通常学級に所属していた生徒については、「**様式3**」以外での作成でもよいでしょうか。

必ず**「様式3」**での提出をお願いします。

例えば「教育課程」により学習記録等の表記方法が違う場合でも、様式に合わせて記入し、提出をお願いします。





療育手帳は持っていますが、公立高等学校か特別支援学校かで迷っています。公立高等学校受検の後に特別支援学校高等部〔知的〕受検は可能なのでしょうか？

公立高等学校（以下、公立高）に合格した場合は、希望する特別支援学校高等部〔知的〕（以下、特支高）の再募集があっても受検することはできません。公立高が不合格の場合、希望する特支高に再募集があれば受検することができます。

なお、公立高と特支高、特支高と特支高の併願はできません。お子さんの実態をもとに、必要とする支援、また将来の社会生活について、本人と保護者と学校と支援者がよく相談をして学校選択をしてください。



受検票には「科」の選択として、第4志望まで記入する欄がありますが、どうしても農業園芸科に入学したいので第1志望のみ、または全て「農業園芸科」と記入してもよいでしょうか。



第1～4志望に、同じ「科」を記載することはできません。必ず全ての「科」を対象とした上で、第4志望まで記入してください。



授業見学体験会に一度も参加できませんでした。本人の判断だけで「産業工芸科」を希望しているのですが、入学後に「科」の変更は可能なのでしょうか？



原則として、年度途中や年度末での「科」の変更是行いません。また、これまでも入学後の「科」の変更事例は確認されておりません。授業見学体験会に参加することで、入学後の学校生活を具体的にイメージすることができ、未来志向での学校選択ができます。授業見学体験会以外でも可能な限り見学体験希望を受け入れたいと考えています。遠慮なくご相談ください。



「学校選択」は、入学後の「学習環境」と、その学校が行うことができる「支援・指導」の選択になります。そしてこの選択は、高等部卒業後の社会自立に向けた選択に繋がっています。

本人を中心にして保護者・学校・支援者がよく相談し、15歳の選択を充実させてください。

